

## 国内募集型企画旅行 ご旅行条件（要約）

●旅行条件につきましては、下記条件のほかご旅行案内（パンフレット）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

●旅行のお申込み及び契約成立の時期

- （１）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。
- （２）旅行代金は出発の１０日前までに全額をご入金ください。
- （３）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金または旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金、宿泊料金、食事代、観光入場料金、添乗員同行コースの場合その必要経費。

●お客様の都合による旅行契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様の都合により契約を解除されるときは、次の金額の取消料を申し受けます。

- ・旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１０日目～８日目（宿泊を伴う場合は２０日目より）の解除：旅行代金の２０％、
- ・７日目～２日目の解除：旅行代金の３０％、
- ・旅行開始日の前日の解除：旅行代金の４０％、
- ・旅行開始日の当日の解除：旅行代金の５０％、
- ・旅行開始後の解除または無連絡不参加：旅行代金の１００％

●旅行開始前の当社による旅行の解除及び払い戻し

お客様の人数が催行最少人数に達しなかった場合、旅行開始日の５日前までに旅行の実施を取り止める旨をご連絡し、すでにお支払いいただいている旅行代金の全額を払い戻して、旅行契約を解除します。

●特別補償

当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金を支払います。

●お客様の個人情報の取扱について

お客様からいただく個人情報の取扱については、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。その他、当社の各種サービス（旅行商品のご案内やパンフレットの送付等）に利用させていただくことがございます。

山口県知事登録旅行業第 3-128 号

（一社）全国旅行業協会正会員

一般社団法人 美祢市観光協会

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3 5 0 6 - 2

TEL:0837-62-0115 FAX:0837-62-0899